

変更前（変更点に下線）

（新設）
（新設）

災害等復旧費用の相互扶助
運用要領

2021年4月



変更後（変更点に下線）

2021年4月16日 施行
2022年4月〇〇日 変更

災害等復旧費用の相互扶助
運用要領

2022年4月



変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>1. はじめに</p> <p>(1)本運用要領について</p> <p>本運用要領は、災害等復旧費用の相互扶助制度（以下「本制度」という。）に関する業務を円滑に実施するため、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程第 176 条の 15 の規定に基づき作成し、本制度の運用の指針とするものである。</p> <p><u>なお、本制度の運用は法 28 条の 40 第 2 項の施行日（2021 年 4 月 1 日）をもって開始し、本運用要領は本機関の規程類の経済産業大臣認可をもって効力を有するものである。</u></p>	<p>1. はじめに</p> <p>(1)本運用要領について</p> <p>本運用要領は、災害等復旧費用の相互扶助制度（以下「本制度」という。）に関する業務を円滑に実施するため、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程第 176 条の 15 の規定に基づき作成し、本制度の運用の指針とするものである。</p> <p><u>なお、本運用要領の改訂に際しては、本機関からの公表日もしくは改訂内容に係る本機関規程類の経済産業大臣認可のいずれか遅い方をもって効力を有するものである。</u></p>
<p>(2)本運用要領に用いる用語の定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害等扶助拠出金（以下「拠出金」という。）」とは、電気事業法第 28 条の 40 第 2 項 1 号の規定に基づく電気工作物の災害その他の事由による被害から復旧に関する費用の一部に充てる災害等扶助交付金（以下「交付金」という。）の交付に充てるため、一般送配電事業者より拠出される金額をいう。 ・(省略) ・「交付金」とは、被災事業者（一般送配電事業者及び送電事業者が対象）が一定の基準を満たした災害時において発生した①他電力等からの応援、②本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される仮復旧作業、にそれぞれ要した費用について申請し、受け取ることができる金額をいう。 ・(省略) ・(省略) ・(省略) ・(省略) ・<u>(新設)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>(新設)</u> 	<p>(2) 本運用要領に用いる用語の定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害等扶助拠出金（以下「拠出金」という。）」とは、電気事業法第 28 条の 40 第 2 項 1 号の規定に基づく電気工作物の災害その他の事由による被害から復旧に関する費用の一部に充てる災害等扶助交付金（以下「交付金」という。）の交付に充てるため、一般送配電事業者及び配電事業者より拠出される金額をいう。 ・(省略) ・「交付金」とは、被災事業者（一般送配電事業者、配電事業者及び送電事業者が対象）が一定の基準を満たした災害時において発生した①他電力等からの応援、②本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される仮復旧作業にそれぞれ要した費用について申請し、受け取ることができる金額をいう。 ・(省略) ・(省略) ・(省略) ・(省略) ・<u>「停電開始日」とは、被災事業者の供給エリアにおいて、申請対象災害を起因とする停電が発生した日をいう。</u> ・<u>「仮復旧終了扱い日」とは、99%停電が復旧した日をいう。</u>
<p>2 拠出金・積立基準額に関する手続きについて</p> <p>(2)拠出金の<u>支払いに関する手続き</u>について</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2 拠出金・積立基準額に関する手続きについて</p> <p>(2)拠出金の<u>対象事業者及び配分等</u>について</p> <p>ア. <u>拠出金の対象事業者</u></p> <p><u>年度開始時点で事業を営んでいる一般送配電事業者及び配電事業者とする。年度途中で事業開始する事業者は、当該年度は拠出金の支払い対象とせず、翌年度の拠出金支払いの際に、当該年度分の支払い相当額を加算する。なお、年度開始時点で事業開始しているが当該年度において需要計画がない場合は、対象外とする。</u></p>
<p>ア. 拠出金の配分</p> <p>本機関は、当該年度の拠出金お前々年度の各エリアの需要実績（kwh）＜使用端＞を基に配分する。端数は千円未満四捨五入とする。</p>	<p>イ. 拠出金の配分</p> <p>本機関は、当該年度の拠出金を前々年度の各エリアの需要実績（kWh）＜使用端＞を基に配分する。端数は千円未満四捨五入とする。</p> <p><u>前々年度の需要実績がない事業者が存在する場合、供給計画の第一年度の需要電力量を用いて、一般送配電事業者及び配電事業者の供給区域内における按分比率を算定の上、配分する。</u></p>

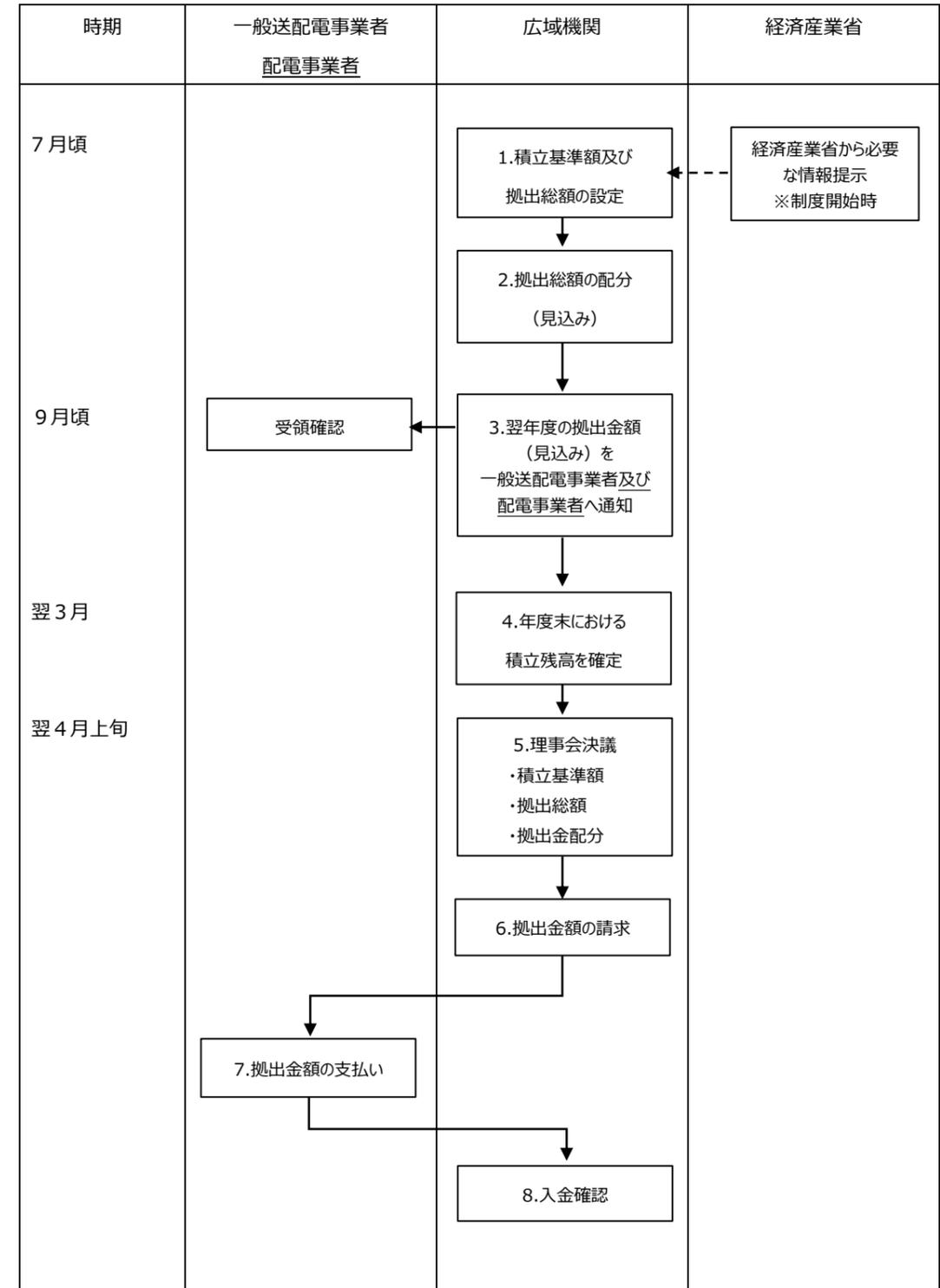
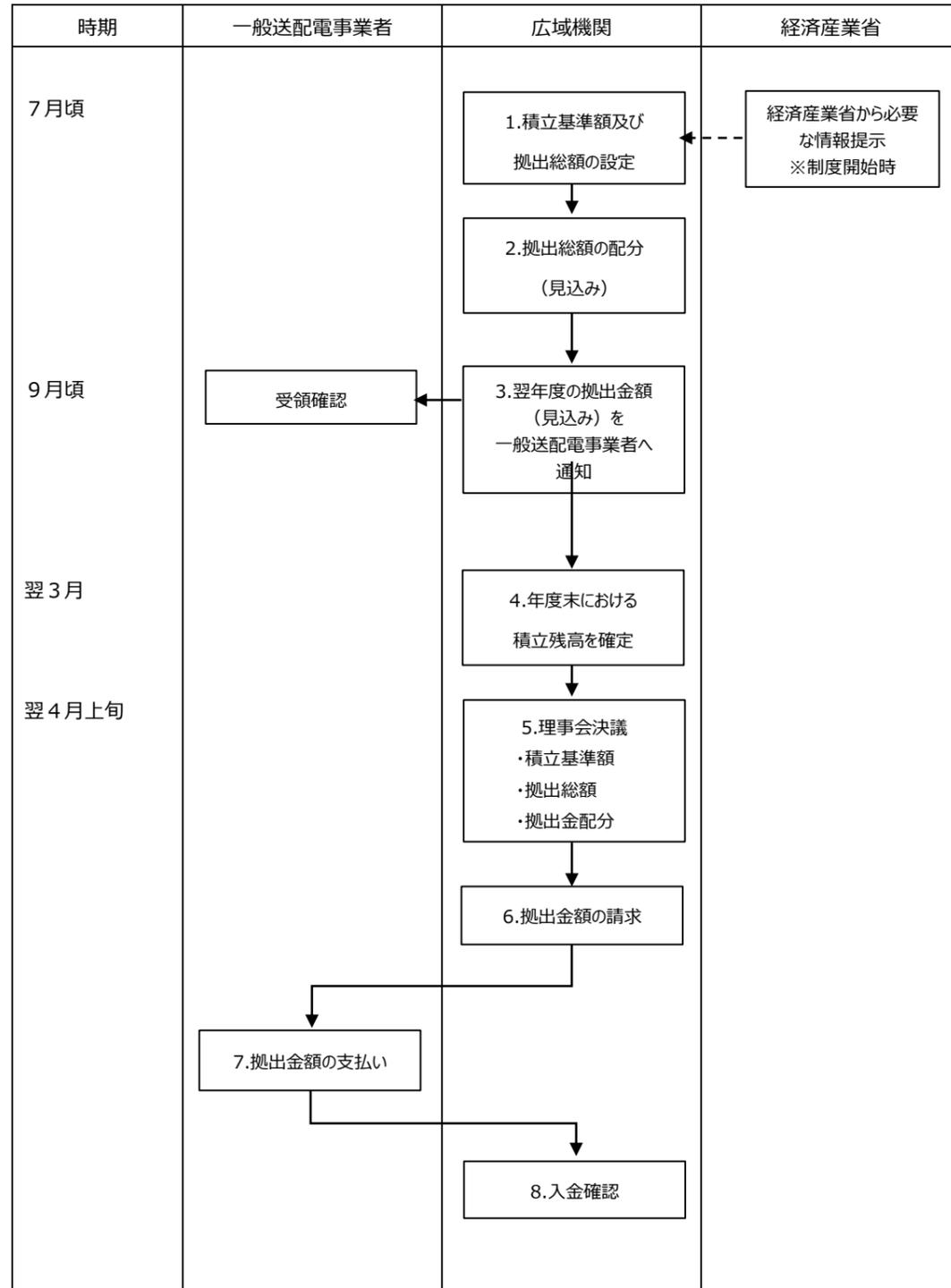
変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	<u>ウ. 最低金額の設定</u> <u>イにより配分の上、1,000 円を最低金額とする。</u> <u>(拠出金の配分算定の結果、500 円未満となる場合)</u>
(新設)	<u>エ. 事業退出する場合</u> <u>事業退出時点で支払い済みの拠出金の精算は行わない。</u>
<u>イ. 拠出金額（見込み）の通知</u> 本機関は、前項に基づき算出した拠出金の配分額（見込み）を各一般送配電事業者へ通知する（9 月目途）。	<u>(3) 拠出金の支払いに関する手続きについて</u> <u>ア. 拠出金額（見込み）の通知</u> 本機関は、前項に基づき算出した拠出金の配分額（見込み）を各一般送配電事業者及び配電事業者へ通知する（9 月目途）。
<u>ウ. 拠出金請求額の決裁</u> 前年度末の積立残高が確定し、積立残高が積立基準額以下であれば、当該年度の各社への拠出金配分額を理事会にて決議する。ただし、業務規程第 176 条の 9 の規定により、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者に対して拠出金を請求しないことを決議する（4 月上旬目途）。	<u>イ. 拠出金請求額の決裁</u> 前年度末の積立残高が確定し、積立残高が積立基準額以下であれば、当該年度の各社への拠出金配分額を理事会にて決議する。ただし、業務規程第 176 条の 9 の規定により、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者及び配電事業者に対して拠出金を請求しないことを決議する（4 月上旬目途）。
<u>エ. 拠出金の請求</u> 本機関は、各一般送配電事業者へ請求する拠出金が理事会にて決議されたのち、速やかに各一般送配電事業者へ請求書（請求しない場合には通知書）を郵送する。	<u>ウ. 拠出金の請求</u> 本機関は、各一般送配電事業者及び配電事業者へ請求する拠出金が理事会にて決議されたのち、速やかに各一般送配電事業者及び配電事業者へ請求書（請求しない場合には通知書）を郵送する。
<u>オ. 拠出金の支払い</u> 各一般送配電事業者は、本機関より送付された請求書を受理したのち、同請求書に記載の入金期限（請求書送付日より概ね 20 日以内を設定）までに、指定された口座に支払わなければならない。なお、振込手数料は各一般送配電事業者が支払う。	<u>エ. 拠出金の支払い</u> 各一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関より送付された請求書を受理したのち、同請求書に記載の入金期限（請求書送付日より概ね 20 日以内を設定）までに、指定された口座に支払わなければならない。なお、振込手数料は各一般送配電事業者及び配電事業者が支払う。
3 申請・交付に関する手続きについて (2) 申請について <u>イ. 申請時提出書類</u> 被災事業者は、申請書に下記の書類を添付して本機関へ申請する。申請書は原則として原紙を郵送する。ただし、添付書類はコピーも可とする。 ・(省略) ・(省略) ・証憑（原則として、申請する全ての費用項目に対し証憑は必要。 <u>ただし、応援事業者及び委託会社に関しては申請時の提出は不要とするが、本機関より被災事業者や応援事業者に問い合わせた場合には、委託会社分を含めて速やかに証憑を示すこととする。</u>) ・(新設)	3 申請・交付に関する手続きについて (2) 申請について <u>イ. 申請時提出書類</u> 被災事業者は、申請書に下記の書類を添付して本機関へ申請する。申請書は原則として原紙を郵送する。ただし、添付書類はコピーも可とする。 ・(省略) ・(省略) ・証憑は、被災事業者分は原則として、申請する全ての費用項目に対して提出を求めるが、 <u>委託費については一部証憑を不要（各費用項目に必要な証憑類の詳細は、【別紙 3】の通り）とし、応援事業者分は全て不要とする。</u> ・ <u>但し、本機関より被災事業者（被災事業者分）や応援事業者（応援事業者分）に問い合わせた場合に</u>

変更前 (変更点に下線)		変更後 (変更点に下線)	
		は、速やかに証憑を示すこととする。	
<p>(3)申請対象費用及び証憑について</p> <p>ア. 申請対象の定義</p> <p>停電からの早期復旧に資する費用として、以下の二種類を申請対象費用とする。</p>		<p>(3)申請対象費用及び証憑について</p> <p>ア. 申請対象の定義</p> <p>停電からの早期復旧に資する費用として、以下の二種類を申請対象費用とする。</p>	
①他電力等からの応援に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・応援事業者が行う作業は基本的に仮復旧とし、すべて交付対象とする。 ・(新設) 	①他電力等からの応援に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・応援事業者が行う作業は基本的に仮復旧とし、すべて交付対象とする。 ・なお、被災エリアの一般送配電事業者と配電事業者の双方が、管外の一般送配電事業者等から応援を受けた場合、その総額について、一般送配電事業者と配電事業者の停電量で按分の上、交付対象費用を算出する。
②本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される仮復旧費用	<ul style="list-style-type: none"> ・被災事業者が行う作業で使用する資機材などは、本復旧と明確に区別可能であれば本復旧費用は対象外とするが、労務費など仮復旧と本復旧とに明確に区分できないものは、最大停電軒数のピークが生じた日から99%停電が復旧したまでに生じた額を制度の対象とする。なお、早期の停電解消には直接結びつかなくとも、例えば、発電所に繋がっている送電線の復旧など、供給の信頼度を保つための仮復旧も対象とする。 ・資機材の交付対象については、災害時連携計画の仮復旧手順にある資機材及び工法によるものを基本とし、災害時連携計画にないものは、申請者よりその説明を受けて、判断する。 	②本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される仮復旧費用	<ul style="list-style-type: none"> ・直接的に仮復旧に資する関連費用を交付対象とする。 ・資機材関連費用は、災害時連携計画の仮復旧手順にある資機材及び工法によるものを基本とし、その他の場合は、申請者より具体的な内容を説明の上、別途判断する。 ・早期の停電解消に結びつかなくとも、例えば、発電所に繋がっている送電線の復旧など、供給信頼度を保つための仮復旧も交付対象に含む。 ・系統切替等で停電復旧した場合も被災前系統での送電を前提に相互扶助の対象とするが、仮工事が長期化する場合もあることから、原則として、仮復旧終了扱い日から概ね1ヶ月以内の工事に限定する(本内容に係る電源車及び人の帰路にかかる費用に関しても、同様の期間までとする)。 ・仮復旧とその他の区分けが明確でないカテゴリーは、停電発生日から仮復旧終了扱い日まで生じた額を交付対象とする(但し、離島への事前派遣など発災前に対応した時間外労務費や宿泊費は対象とする)。
<p>なお、系統切替等で停電復旧した場合も被災前系統での送電を前提に相互扶助の対象とするが、仮工事が長期化する場合もあることから、原則として、仮復旧終了扱い日から概ね1ヶ月以内の工事に限定する。なお、電源車及び人の帰路にかかる費用に関しても、同様の期間までとする。</p>			
<対象費用の定義一覧表>		<対象費用の定義一覧表>	
5	委託費	○	○
			<p><応援>・応援にかかった委託費用は全て交付対象</p> <p><被災>・仮復旧への対応であることが明確な委託契約は、全額を対象とする</p> <p>・仮復旧とその他の区分けが明確でない委託契約は、その委託事業者が当該期間(99%停電解消)に要した費用を対象。</p> <p>・(新設)</p>
5	委託費	○	○
			<p><応援>・応援にかかった委託費用は全て交付対象とする。</p> <p><被災>・仮復旧への対応であることが明確な委託契約は、全額を対象とする。</p> <p>・仮復旧とその他の区分けが明確でない委託契約は、その委託事業者が当該期間(99%停電解消)に要した費用を対象とする。</p> <p>・具体的には、委託契約期間(工事期間)を分母とし、委託契約開始日若しくは停電発生日の遅い方から仮復旧終了扱い日までの日数で日割り計算した費用(小数点以下、四捨五入)とする。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(4) 交付額の決定について</p> <p>ア. 審査方法</p> <p>本機関は、被災事業者から申請を受理したのち、<u>遅滞なく、受理した日及び回答期限を被災事業者</u>に通知する。提出された申請書及び明細・証憑は、<u>まず申請対象費用項目に該当するか否かを確認し、不明な金額があれば、申請者に問い合わせ確認する。</u></p>	<p>(4) 交付額の決定について</p> <p>ア. 審査方法</p> <p>本機関は、被災事業者から申請を<u>受付けた後、災害基準要件に該当するか否か及び申請書類の不備等の確認を行った上で、受理した日及び回答期限を被災事業者</u>に通知する。</p> <p><u>審査において、提出された申請書及び明細・証憑の内容について不明な金額があれば、申請者に問い合わせ確認する。その際、明細・証憑の内容等について追加で提出を求めた場合、被災事業者は、原則2週間以内に提出することとし、2週間以内に確認ができない場合、申請時点での書類を以って審査を行うこととする。</u></p>
<p>イ. 交付決定の順番</p> <p>交付決定は、原則、申請を<u>受付けた順</u>に行うが、<u>申請不備又は大規模災害等により審査期間が3カ月を超過する可能性がある場合</u>には、当該申請者と協議のもと、審査の順番を入れ替える場合がある。</p>	<p>イ. 交付決定の順番</p> <p>交付決定は、原則、申請を<u>受理した日（以下、受理日という）の順</u>に行うが、<u>大規模災害や審査過程での事業者への内容確認等により審査期間が3カ月を超過する可能性がある場合や申請事業者の経営状況が切迫している等の個別事情が生じた場合</u>には、当該申請者と協議のもと、審査の順番を入れ替える場合がある。</p>
<p>ウ. 交付決定</p> <p>本機関は前項の順に審査・支払いを行い、<u>受理した日の翌日から3か月以内に、理事会において以下の内容について決議し、被災事業者へ交付額の決定通知書を速やかに通知する。</u></p>	<p>ウ. 交付決定</p> <p>本機関は前項の順に審査・支払いを行い、<u>受理日の翌日から3か月以内に、理事会において以下の内容について決議し、被災事業者へ交付額の決定通知書を速やかに通知する。</u></p>
<p>オ. 運営委員会への報告</p> <p><u>運営委員会へは、理事会にて決議した交付実績を、まとめて事後に報告する。</u></p>	<p>オ. 運営委員会への報告</p> <p>理事会にて決議した交付実績<u>について、一定期間毎にまとめて運営委員会へ報告する。</u></p>
<p>3 申請・交付に関する手続きについて</p> <p>(6) 交付に関する報告について</p> <p>ア. ～イ. 省略</p> <p>ウ. 一般送配電事業者への通知</p> <p>本機関は、前項に基づき算出した年度末時点における累計交付額の配分を、各一般送配電事業者に通知する。</p>	<p>3 申請・交付に関する手続きについて</p> <p>(6) 交付に関する報告について</p> <p>ア. ～イ. 省略</p> <p>ウ. 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>への通知</p> <p>本機関は、前項に基づき算出した年度末時点における累計交付額の配分を、各一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>に通知する。</p>
<p>5 事後検証について</p> <p>(1) 事後検証について</p> <p>本機関は、交付額の監査と災害等扶助に関する費用の分析を行うため、交付決定後、<u>年に数回程度、申請案件を任意に選んで、交付額の事後検証を行う。なお、明細（応援事業者の費用の内訳が分かるもの）及び証憑はコピーも可とする。</u></p>	<p>5 事後検証について</p> <p>(1) 事後検証について</p> <p>本機関は、交付額の監査と災害等扶助に関する費用の分析を行うため、交付決定後、申請案件を任意に選んで、交付額の事後検証を行う。なお、明細（応援事業者の費用の内訳が分かるもの）及び証憑はコピーも可とする。</p>

変更前（変更点に下線）

変更後（変更点に下線）



変更前 (変更点に下線)

変更後 (変更点に下線)

